

分類コード	X - 1 - 1 - 1 - 04
保存期間	5年(令和8年12月31日まで)

秋本生企第885号 人安第1021号
刑企第204号 捜一第239号
組対第1905号
令和3年12月6日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

地域住民等に対する防犯情報の提供の推進について(通達)

地域住民、事業者、関係機関・団体、自治体等(以下「地域住民等」という。)に対する防犯情報の提供については、「効果的な犯罪防止に向けた取組の推進について(通達)」(平成31年4月25日付け秋本生企第281号)に基づき実施しているところであるが、地域社会の不安を解消し、自主防犯活動及び地域住民の個々の積極的な防犯行動を促進するためには、防犯対策を講ずる上で必要な防犯情報を効果的に提供する必要がある。

特に、被疑者が凶器を持ったまま逃走しているなど、連続して被害が発生するおそれのある事案、被留置者や受刑者の逃走事案等地域住民の生命・身体に危害が加えられる危険性・切迫性が高いと認められる事案(以下「凶悪犯等逃走事案」という。)を認知した場合は、被害を防止するため、犯人の検挙はもとより、地域住民等に対する迅速な防犯情報の提供が必要であることから、下記の点に留意の上、適時適切な情報提供に努められたい。

なお、「地域住民等に対する防犯情報の提供の推進について(通達)」(平成28年7月1日付け秋本生企第509号)は廃止する。

記

1 情報提供の基本

防犯情報の提供は、受け手に情報を到達させ、犯罪防止に向けた取組の必要性について理解を得るとともに、その情報に接したことにより自主的な防犯行動を促すことを目的とするものである。そのため、受け手の立場に立った情報提供を基本とし、警察から発信した情報が地域住民等に対してどのように到達し、自主的な防犯行動が期待できるかという観点を持って、訴求力のある効果的な情報提供を行う必要がある。

2 防犯情報の類型に応じた適時適切な情報提供

警察から地域住民等に提供する防犯情報は、それぞれに適した媒体、提供の時期、提供する内容等が異なるため、次の類型に応じて適時適切な情報提供を行うこと。

(1) 個別の犯罪等の発生状況に関する情報提供

個別の犯罪等の発生に関する情報は、その時点で判明している事案の概要、凶器の有無、被害の状況、犯行の手口等防犯対策を講ずる上で参考となる具体的な内容とすること。この場合において、防犯対策に関する情報は画一的なものではなく、当該事

案に応じて受け手が比較的容易に防犯行動をとることができるよう配意した内容を提供すること。

特に、子供を対象とした事案、同一手口や同種対象の窃盗、詐欺事案等が発生したときは、その対象に応じた最も効果的な媒体により、迅速・確実に地域住民等に情報提供し、防犯対策を講ずるよう促すこと。また、個別の犯罪等の発生に関する情報提供は、地域住民等に自主的な防犯行動を促す反面、不安感を与えることにもつながり得ることから、当該情報提供に係る犯罪の被疑者を検挙し、又は事案が解決したときは、速やかに検挙・解決に関する情報を提供するなど、安心感の付与にも努めること。

(2) 凶悪犯等逃走事案の発生に伴う緊急の情報提供

ア 基本的事項

凶悪犯等逃走事案を認知したときは、事案の概要、凶器の有無、被疑者の特徴・逃走手段、具体的な防犯対策等の情報を地域住民等に曜日・時間を問わずできるだけ速く提供し、自主的な防犯行動を促すこと。

イ 関係部門間の連携による速やかな情報提供

捜査担当部門は、認知した事案が凶悪犯等逃走事案に該当すると認められる場合は、事案の危険性・切迫性等を勘案の上、提供すべき情報の内容を生活安全部生活安全企画課（以下「生活安全企画課」という。）と速やかに共有すること。

生活安全企画課は、警察署生活安全課と相互に情報を共有し、当該事案に応じた具体的な防犯対策、効果的な情報提供の媒体等を迅速に判断すること。また、必要に応じ情報提供に係る関係部門間の所要の調整を図り、速やかに情報提供の手続をとること。

なお、児童・生徒の安全のため、休校、集団登下校、通学路警戒等の措置を要する場合に備え、夜間・休日でも対応できる自治体、教育委員会、学校等の連絡窓口をあらかじめ設定しておくこと。

ウ 緊急情報提供体制

凶悪犯等逃走事案の発生時における緊急情報提供体制については、別紙のとおりとする。

(3) 犯罪情勢に関する情報提供

犯罪の発生件数等の統計データ等犯罪情勢に関する情報提供については、地域住民等が最新の傾向や状況を把握できるよう秋田県警察ウェブサイト、警察署ウェブサイト等を定期的に更新し、自主防犯活動等の促進を図ること。

3 情報提供に関する留意事項

(1) 関係機関との連携

地域住民等への防犯情報が幅広く確実に到達するよう、特に自治体、教育委員会、学校等の関係機関とは、平素から連携を密にし連絡網を整備するなど伝達の手段・方法等を確認するとともに、これらの関係機関が有するメール配信サービス等による防犯情報の二次的な配信についても協力を要請しておくこと。

(2) 媒体の効果的な活用

情報提供には、ウェブサイト、電子メール、ソーシャルメディア、防災行政無線等の媒体を利用するもの、防犯ネットワーク、防犯診断、防犯訓練等の地域住民等に接

して行うもの、広報誌、新聞折り込みチラシ等の配布によるもの、テレビ、ラジオ等のマスメディアを利用するものなど多種多様な媒体が活用可能であり、防犯情報の種別に応じて、それぞれの媒体の特性を生かした効果的な活用を図ること。

(3) 情報提供の範囲

防犯情報を提供する範囲については、警察署の管轄区域を単位とするもののほか、市町村や学校区など地域住民等がより身近に感じる地域を単位とするよう努めること。

なお、凶悪犯等逃走事案、特異な手口による事案、連続発生している事案等のうち隣接する地域への波及が予測され、隣接警察署（隣接する他県警察を含む。）から地域住民等への情報提供を促す必要がある場合は、その判断及び手配について生活安全企画課が行う。

(4) 受け手に応じた配慮

防犯情報は、受け手に理解しやすいものであることが重要であるため、犯罪情勢に関する統計データだけでなく、発生状況等について多角的な分析を盛り込むよう努めるほか、提供する地域や受け手に応じて、課題となる犯罪、防犯上留意すべき事項等についてポイントを絞った構成にするなど、訴求力のある内容となるよう努めること。

なお、防犯ボランティア団体等に対しては、当該団体の主たる活動地域の犯罪情勢等の防犯情報を定期的に提供するとともに、防犯パトロール等の参考となるような具体的な情報を提供し、その活動の支援に努めること。

(5) 個人のプライバシーの保護等

防犯情報には、個別の犯罪等の発生に関する具体的な内容を含み得ることから、被害者等事件関係者のプライバシーの保護に細心の注意を払うこと。

特に侵入犯罪、性犯罪、認知件数が少ない地域の犯罪等については、情報提供により、被害者等が特定・推認されるおそれがあることから、個別事件の特定・推認が困難な表現にするなど、被害者等に配慮した内容とすること。また、犯罪発生状況等の提供により捜査活動、防犯活動等の警察活動に支障が生じることのないよう、関係部門と十分な調整を図り、捜査上の秘密に配慮することはもとより、詳細な手口や特定の被疑者の犯行であることを推認できる情報を必要以上に提供しないこと。

(6) 情報セキュリティ

ウェブサイト、電子メール及びソーシャルメディアを利用した情報提供については、秋田県警察情報セキュリティ基本方針（平成26年秋田県警察本部訓令第2号）等警察情報セキュリティポリシーに定められた事項を遵守するとともに、情報管理部門と連携し、ウェブサイト上のデータの改ざん等不正な操作を防止するための技術的措置、電子メールの誤送信を防止するための技術的措置及びなりすまし対策のための技術的措置を講じておくこと。

※ 別紙 省略